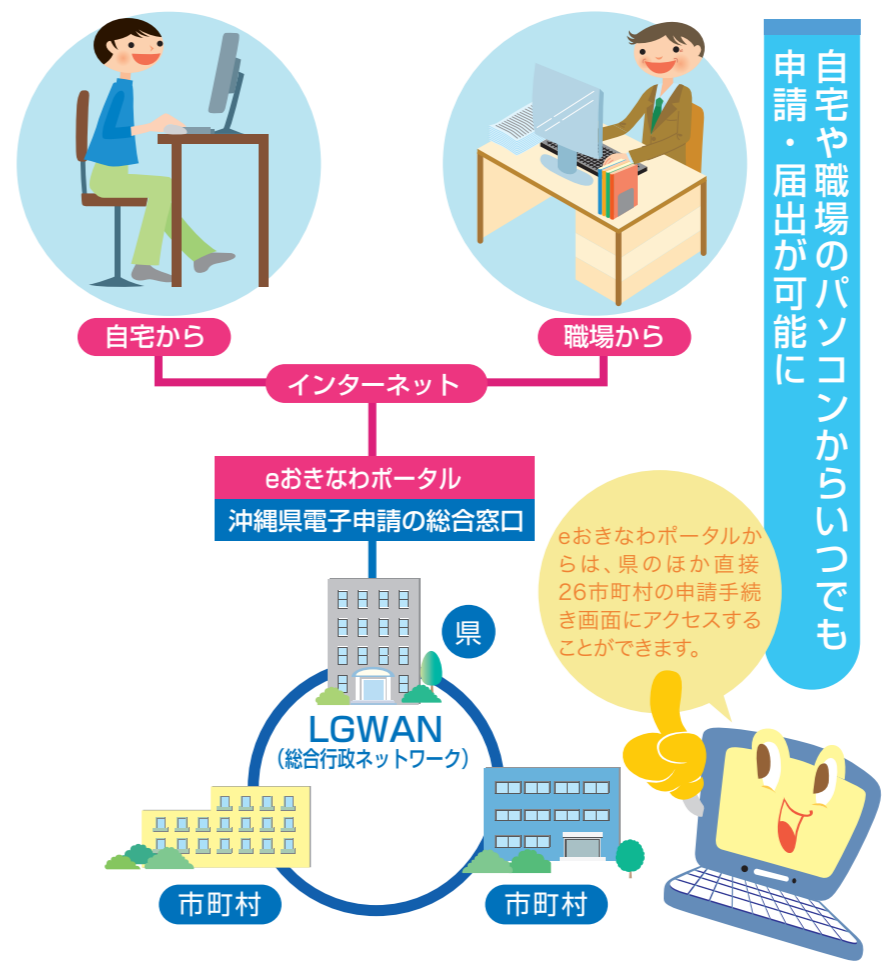


# 県や市町村への手続きをインターネットで!

県及び県内の市町村では、「沖縄県電子申請システム」を利用して、電子申請による行政サービスを提供しています。これは、インターネットに接続されているパソコンを使って自宅などから気軽に申請・届出が行えるサービスのことで、従来、窓口へ出向いたり郵送で行っていた手続きが自宅や職場のパソコンを使って行えるようになるため、役所の業務時間に関係なく自由な時間に利用できるなどの利点があります。



自宅や職場のパソコンからいつでも申請・届出が可能に



電子申請システムでは、

- ① 申請・届出手続きに関する情報の入手(申請や届出の続き検索、必要な添付書類などの情報の確認)
  - ② 申請・届出書の記入(様式への直接記入、様式のダウンロード)
  - ③ 電子署名付与(厳密な本人確認が必要な手続きでは電子署名を付与)
  - ④ 申請・届出の処理状況の照会(受付や審査状況の確認ができます)
- 利用するには、「利用者ID」の取得が必要で、電子申請システムの利用方法や利用に必要なパソコンの動作環境など詳しくは、「eおきなわポータルサイト」で確認してください。
- 現在、県あてに電子申請が可能な手続きは六つですが、他の手続きについても順次オンライン化を図っていく予定です。

## 現在、県あてに電子申請が可能な手続き

- 公文書開示請求(総務私学課行政情報センター)
- 二級建築士及び木造建築士の住所等の届出(建築指導課)
- 公益事業に関する争議行為予告(雇用労政課)
- 公益事業に関する争議行為予告(沖縄県労働委員会)
- 消費者教育講座申込(県民生活センター、同宮古分室、同八重山分室)
- 「戦争体験証言ビデオ」貸出申請(沖縄県平和祈念資料館)

eおきなわポータルサイト  
<http://www.e.pref.okinawa.jp/>

## 電子入札について

### 平成18年度から県公共工事にも電子入札を導入

**平成19年度以降は全面実施を予定**

本県では、平成18年度から公共工事の発注に電子入札を導入します。電子入札では、電子認証(ICカード)により本人確認を行い、入札のやり取りを行います。平成19年度からは電子入札の全面実施を予定しています。

平成18年度電子入札導入予定の対象(土木建築部)  
 (上期) 設計金額1億5千万円以上の工事  
 (下期) 設計金額5千万円以上の工事  
 1千万円以上の設計・測量など公共工事に関わる委託業務

**事務の効率化**  
電子化により、書類作成事務の効率化・入札事務の迅速化が図られます。

**入札参加者費用の低減**  
入札会場へ行くことが不要となるため、移動時間や入札会場での待ち時間、交通費が削減されます。

電子入札の導入により、次のような効果が期待できます。

**透明性の向上**  
入札の過程や結果をインターネット上で公表することにより、透明性が向上します。

**入札参加機会の拡大**  
地理的・時間的な制約が解消され、入札参加機会の拡大、競争性が確保されます。

沖縄県電子入札ポータルサイト <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

お問い合わせ 情報政策課(電子申請) TEL: 098-866-2036 FAX: 098-867-2998  
 土木企画課(電子入札) TEL: 098-866-2384 FAX: 098-866-2399

平成18年  
4月1日

# 消費生活に関する条例を改正します

消費者の権利を尊重し、その自立を支援するため、四月一日から「沖縄県消費生活条例」を施行する予定です。これは、従来の「沖縄県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を全面改正し、名称を改めたものです。



## 主な改正内容

### 1 「消費者の権利」と「事業者の責務」を明確化した

- 消費者の六つの権利
- ① 商品・サービスの安全が確保されること
  - ② 商品・サービスの自主的な選択の機会が確保されること
  - ③ 必要な情報が提供されること
  - ④ 消費者教育の機会が提供されること
  - ⑤ 消費者の意見が消費者政策に反映されること
  - ⑥ 被害が生じた場合は適切・迅速に救済されること

### ● 事業者の責務

- ① 消費者の安全を確保すること
- ② 消費者との取引における公正を確保すること
- ③ 必要な情報を明確かつ平易に提供すること
- ④ 取引は、消費者の知識・経験、財産の状況に配慮すること
- ⑤ 消費者からの苦情に適切・迅速に対応すること
- ⑥ 県・市町村の消費者政策に協力すること
- ⑦ 流通の円滑化、価格の安定に努めること
- ⑧ 自主行動基準の作成に努めること

### 2 不当な取引行為を禁止します

- 取引のそれぞれの段階において、次の行為を禁止します。
- ・ 勧誘のとき
  - ・ 販売目的を隠して接近する。
  - ・ 虚偽の説明をする。



- ① 本当の事を隠す。  
人を威迫して困惑させる。  
午後九時以降の迷惑な勧誘  
・ 高齢者等の判断力不足に乗ずる。
- ② 契約のとき  
不当な遅延損害金の条項など一方的に消費者の利益を害する契約を締結させる。
- ③ 履行時のとき  
不当な方法で履行を迫る。  
不当な損害金を請求する。  
履行を一方的に拒否又は遅延する。

### 3 被害防止のため、事業者名や商品名の迅速な情報提供を行います

- ④ 解約のとき  
クーリング・オフの申し出に応じない。  
・ 解約を不当に拒否する。  
・ 瑕疵がある商品の返品を拒む。  
・ 解約したのに返金しない。

### 4 消費者教育啓発を推進します

さまざまな場を通して、消費生活に関する知識の普及や情報の提供を行います。

### 5 消費者の苦情に適切に対応します

消費者の皆さんが、より身近な所で消費生活に関する相談が受けられるよう、市町村と連携して相談窓口の整備に努めます。

### 6 消費者基本計画を策定します

県の消費者政策の一体的な推進、計画的な推進を図るため、消費者基本計画を策定します。

お問い合わせ 県民生活課 TEL: 098-866-2187 FAX: 098-866-2789